

物品の調達について、次のとおり一般競争入札を行いますので、公告します。

令和8年9月28日

奈良県流域下水道センター所長 大石 浩史

第1 競争入札に付する調達の内容

1. 入札物件
浄化センター 脱臭施設活性炭購入 脱水機周辺1号等
2. 品質規格 及び 購入予定数量
仕様書のとおり
3. 納入期間
落札日の翌営業日（契約予定日）から令和9年3月19日まで
4. 納入場所
大和郡山市額田部南町160 浄化センター地内 他
5. その他
詳細は仕様書によります。

第2 入札方法

1. 入札は総計金額でおこないます。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とします。）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。
2. 入札は、奈良県物品・役務電子入札等システム（以下「電子入札システム」という。）を利用して行います。（「奈良県物品・役務電子入札等システム ポータルサイト」http://www.pref.nara.jp/dd_aspx_menuid-26215.htm から確認できます。）
3. 郵便入札の可否 否
4. その他詳細は入札説明書によります。

第3 競争入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる1から6のいずれにも該当する者が、この入札に参加することができます。

1. 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
2. 物品購入等に係る競争入札の参加資格等に関する規程（平成7年12月奈良県告示第425号）による競争入札参加資格者で、営業種目「I2 化学工業薬品」に登録をしている者であること。
3. 奈良県物品購入等の契約に係る入札参加停止等措置要領による入札参加停止の期間中ではない者であること。
4. 電子入札システムへの利用者登録が完了している者であること。

5. 調達物品の品質規格に合致した活性炭及び数量を供給することができることを証明した者であること。
6. 過去5年以内における下水処理場において、活性炭脱臭施設の活性炭入替実績を有する者であること。

第4 競争入札参加資格確認審査

この一般競争入札に参加を希望する者は、第3に示す要件を満たしているかの確認を受ける必要があります。第5の3で示す期日までに競争入札参加資格確認申請書及び入札説明書5で示す書類を電子入札システムにより提出しなければなりません。

第5 入札日程

1. 入札説明会 実施しません。
2. 同等品申請 令和8年10月2日（金）午後4時00分まで
3. 競争入札参加資格確認申請 令和8年10月8日（木）午後4時00分まで
4. 入札書の提出（電子入札システムへの入力のみ） 令和8年10月19日（月）午後10時00分まで
5. 開札（電子入札システムによる開札） 令和8年10月20日（火）午前9時00分から
6. その他詳細は入札説明書によります。

第6 入札執行回数

入札執行回数は、2回を限度とします。

初度入札（1回目）において、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がない場合の再度入札（2回目）は、令和8年10月20日（火）午後3時10分から開札を行います。

第7 その他

1. 入札保証金
奈良県契約規則（昭和39年5月奈良県規則第14号。以下「契約規則」という。）第4条に定めるところによります。
2. 契約保証金
契約規則第19条に定めるところによります。
3. 入札者に要求される事項
入札者は、その提出した入札書を引き換え、変更し、又は取り消すことはできません。
4. 入札の無効
次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。
 - (1) 契約規則第7条に該当する入札
 - (2) この公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札
 - (3) 電子署名及び認証業務に関する法律施行規則（平成13年総務省・法務省・経済産業省令第2号）第4条第1号に規定する電子証明書を格納したカード（以下「ICカード」という。）等を不正に使用して行った入札

- (4) IC カードの登録内容に変更が生じているにもかかわらず、変更前の IC カードを使用した者のした入札
- (5) 入札及び契約権限締結権限のない者の IC カードを使用して提出された入札
- (6) 事前の承諾なく、入札書を紙面等により提出した入札
- (7) コンピュータウイルスに感染したファイル等を添付した入札
- 5. 契約書作成の要否
要します。
- 6. 電子契約の可否
 - (1) 可とします。
 - (2) 電子契約を希望する場合は、「電子契約同意書兼メールアドレス確認書」を第 5 の 3 で示す競争入札参加資格確認申請書とあわせて電子入札システムにより提出してください。
- 7. 落札者の決定方法
予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者としてします。
- 8. 手続における交渉の有無 無
- 9. 契約の不締結
落札決定後、契約締結までの間に、落札者について次のいずれかに該当する事由があると認められるときは、契約を締結しないものとします。
 - (1) 落札者の役員等（法人にあっては役員（非常勤の者を含みます。））、支配人及び支店又は営業所（常時契約に関する業務を行う事務所をいいます。以下同じ。）の代表者を、個人にあってはその者、支配人及び支店又は営業所の代表者をいいます。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号。以下「法」といいます。）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいいます。以下同じ。））であるとき。
 - (2) 暴力団（法第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいいます。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与しているとき。
 - (3) 落札者の役員等が、その属する法人、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用しているとき。
 - (4) 落札者の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与しているとき。
 - (5) (3) 及び(4)に掲げる場合のほか、落札者の役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
 - (6) この契約に係る下請契約又は資材及び原材料の購入契約等の契約（以下「下請契約等」といいます。）に当たって、その相手方が(1)から(5)までのいずれかに該当することを知らず、当該者と契約を締結したとき。
 - (7) この契約に係る下請契約等に当たって、(1)から(5)までのいずれかに該当する者をその相手方としていた場合（(6)に該当する場合を除きます。）において、本県が当該下請契約等の解除を求めたにもかかわらず、それに従わなかったとき。
- 10. 契約の解除
契約締結後、契約者について 9 の(1)から(7)までのいずれかに該当する事由があると認められるとき又はこの契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員から不当に介入を受けたにもかかわらず

ず、遅滞なくその旨を本県に報告せず、若しくは警察に届け出なかったと認められるときは、契約を解除することがあります。この場合は、契約者は、損害賠償金を納付しなければなりません。

なお、9の(1)、(3)、(4)及び(5)中「落札者」とあるのは、「契約者」と読み替えるものとし
ます。

11. 問い合わせ先

(1) 入札手続き等に関する問い合わせ先及び契約を担当する部課等の名称

〒639—1035 大和郡山市額田部南町160番地

奈良県流域下水道センター 総務課 総務経営係 担当：木嶋

電話番号 0743—56—2830

(2) 電子入札システムの操作に関すること

電子入札総合ヘルプデスク

電話番号0570—021—777

Email:sys-e-cydeenasphelp.rx@hitachi-systems.com

受付時間は、月曜日から金曜日まで（休日を除きます。）の午前9時から午後5時30
分までです（正午から午後1時までを除きます。）。

12. その他

その他詳細は、入札説明書、仕様書及び契約書案によります。